

確認してください

知っておきたい税情報

市税などに関する情報を紹介します。

5ページには「令和4年度税・保険料などの納付期限一覧」を掲載しています。
ぜひ活用してください。

5月31日(火)までに納付を

軽自動車税種別割

軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在の軽自動車や原動機付自転車などの所有者に課税される市税です。

納付期限は5月31日(火)です。

本年度の納税通知書は、5月中旬に届きますので、最寄りの金融機関やコンビニなどで納めてください。

軽自動車税種別割の減免制度

身体に障害のある人などが、移動のために利用する軽自動車などにかかる税金を、減免する制度があります。

減免を受けるためには申請が必要ですが、

対象／軽自動車などを所有する身体障害・知的障害・精神障害のある人、またはその家族など

で、一定の基準を満たす人

申請期限／5月31日(火)

市県民税課税班(☎62・53)

21)

軽自動車税種別割のよくある質問

Q. 前年度7、200円だった

税額が、今年度は12、900円に上がったのはなぜですか。

A.

あなたが所有している車両が、最初に登録してから13年を経過しているため、グリーン化を進めるための「経年車重課」の対象になったからです。

口座振替による納付に協力を

市税の納付方法

市では口座振替による納付を原則化しています。納付書で納めている人は、口座振替への切

り替えをお願いします。口座振替は、市役所や金融機関まで出向く必要がなく、納め忘れもありません。現金などを持ち歩く必要もないため、便利で安全・安心な納付方法です。

申し込み手続き

納付書に記載されている金融機関や郵便局で手続きをする場合は、預金通帳と通帳印を持参してください。

税務課で手続きをする場合は、キャッシュカードと身分証明書(マイナンバーカード・運転免許証など)を持参してください。

スマートフォンから

キャッシュレスで納付

本年度より、スマホアプリ(PayB・PayPay・LINE Pay)を利用し、市税が納付できるようになりました。

納付できる市税は、市県民税

(普通徴収)、固定資産税、軽自動車税種別割、国民健康保険税

です。納付書にバーコードが印字されているので利用してください。※納付書1枚当たりの納付金額が30万円を超える場合は、利用できません。

スマホアプリで納付した場合

は、領収証書と軽自動車の納税証明書は発行されません。市役所で納税証明書が発行できるようになるには、納付してから1週間程度かかるため、急ぎで必要な人は従来どおり、市役所や金融機関、コンビニから現金で納付してください。

市県民税

市県民税／●普通徴収…6月10

届いたら確認を

納税通知書の発送予定日

市県民税課税班(☎62・53)

22)

5月31日(火)までに納付を

自動車税種別割

自動車税種別割は、毎年4月1日現在の自動車の所有者に課税される市税です。

納付期限までに納めましょう

納付期限は5月31日(火)です。

5月2日(月)に自動車税事務所から納税通知書が送付されるので、届いたら納付期限までに納めましょう。

金融機関やコンビニ以外にも、インターネットを利用したクレジットカード納付、スマートフォンでモバイルレジアプリやPayPayなどのアプリを利用することで、24時間いつでも納付することが可能です。

くわしくは、納税通知書に同封されているしおりを確認してください。

市県民税事務所(☎043・243・2721)、旭県税事務所(☎62・0772)

日(金) ●特別徴収…5月13日(金)

固定資産税／5月10日(火)

国民健康保険税／6月16日(木)

軽自動車税種別割／5月10日(火)

※郵便の配達状況により、届くまでに数日かかる場合があります。

5月31日(火)までに納付を

自動車税種別割

自動車税種別割は、毎年4月1日現在の自動車の所有者に課税される市税です。

納付期限までに納めましょう

納付期限は5月31日(火)です。

5月2日(月)に自動車税事務所から納税通知書が送付されるので、届いたら納付期限までに納めましょう。

金融機関やコンビニ以外にも、

インターネットを利用したクレジット

カード納付、スマートフォン

でモバイルレジアプリやPayPay

などのアプリを利用することで、

24時間いつでも納付することが

可能です。

くわしくは、納税通知書に同

封されているしおりを確認して

ください。

市県民税事務所(☎043・243・

2721)、旭県税事務所(☎62・

0772)

期限内納付に協力を！

令和4年度 税・保険料などの納付期限一覧

納付金額を記入し、納付計画や口座振替時の通帳残高の確認などに活用してください。

納付期限	市県民税	固定資産税 都市計画税	軽自動車税 種別割	国民健康保険税	介護保険料	後期高齢者 医療保険料
5月31日(火)		第1期 円	全期 円			
6月30日(木)	第1期 円			第1期 円	第1期 円	
8月1日(月)		第2期 円		第2期 円	第2期 円	第1期 円
8月31日(水)	第2期 円			第3期 円	第3期 円	第2期 円
9月30日(金)		第3期 円		第4期 円	第4期 円	第3期 円
10月31日(月)	第3期 円			第5期 円	第5期 円	第4期 円
11月30日(水)				第6期 円	第6期 円	第5期 円
12月26日(月)		第4期 円		第7期 円	第7期 円	第6期 円
1月31日(火)	第4期 円			第8期 円	第8期 円	第7期 円
2月28日(火)						第8期 円
問い合わせ先	税務課収税班 ☎62-5322				高齢者福祉課 介護保険班 ☎62-5308	保険年金課 高齢者医療年金班 ☎62-5882

※上記は、普通徴収の納付期限です。

※12月の納付期限は26日(月)になります。

使用料などの納付期限と問い合わせ先

保育料	学校給食費	放課後 児童クラブ 受託料	市営住宅使用料 雇用促進住宅使用料 駐車場使用料	水道料金	公共下水道 使用料	農業集落排水 処理施設使用料
毎月末	毎月末	毎月末	毎月末	隔月末		
子育て支援課 保育班 ☎62-5313	第一給食センター ☎62-0366 第二給食センター ☎55-2246	教育総務課 指導班 ☎85-8634	都市整備課 建築住宅班 ☎62-5895	旭市上下水道お客様センター ☎63-8881 上下水道課 経營業務班 ☎62-5357		

※納付期限が土・日曜日、祝日の場合は変更になります。

このページを切り取って利用してください